

令和7年度特定技能インド人材等受入促進事業 動画制作業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度特定技能インド人材等受入促進事業 動画制作業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 委託業務名 業務委託
- (2) 委託業務の内容 別添「令和7年度特定技能インド人材等受入促進事業 動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年9月30日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務が終了し、その額が確定した後に、乙の請求により委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前2項の規定にかかわらず、委託料の80%以内の額を概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）に概算払を必要とする理由を記載し、委託業務の進捗状況及び委託業務に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付のうえ、甲に提出するものとする。
- 5 甲は、前項の請求書を受理したときから30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 （ ） ※契約時に記載する。

（再委託）

第6条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託承諾願（様式第2号）により、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（業務完了）

第7条 乙は、仕様書に定める納入期限までに成果品を提出しなければならない。また、委託業務が終了したとき（業務を中止又は廃止したときを含む。）は、委託業務終了の日から起算して14日以内又は令和7年9月30日のいずれか早い日までに委託業務完了報告書（様式第3号）及び収支決算書を甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、委託業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式102号）を添付

するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、業務完了報告を受けたときは、遅滞なく委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が、前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について契約の不適合があった場合には、検査後1年間はこれを完全なものとして引き換え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第2項並びに第7条から第9条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

(2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡す

る場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(著作権及び使用期限)

第16条 乙は、委託業務の実施（第6条の規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、甲への成果品の納品時点を以て甲に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品動画等の性質により甲に帰属させることが出来ない場合には、甲、乙及び動画の創作者の協議により、これを除くものとする。

- 2 前項ただし書に基づき、成果品の著作権の帰属を甲としない場合、甲、乙及び動画の創作者の協議により、甲における成果品の使用期限を定めることとする。

(著作者人格権の不行使)

第17条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件成果品の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。ただし、甲が認める場合にはこの限りでない。

(保証等)

第18条 乙は、甲に対し、本件成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

- 2 委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとし、これに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

- 2 乙は、第16条第1項に定める成果品のうち甲が著作権を有するものについて、委託業務の成果品及び成果品の制作の過程で撮影又は取得した動画を他人に複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第21条 乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙